

# いちかわし 農業委員会だより

第48号  
平成25年8月1日

編集／発行 市川市農業委員会 市川市八幡1丁目1番1号  
電話 047(704)4136



## 小川再生親子ふれあい農園

平成25年5月12日、「市川米っ人くらぶ」主催の稲作体験が始まりました、33世帯、89名が集まり田植え作業をしました。

## 暑中お見舞い申し上げます

石井 敬人 細川 佐一 三橋 二三男 大滝 與鷹 原木 一正 三橋 弘 金子 正 武藤 晃 岡本 好夫 鳥海 一郎 富田 尚武 宇田川 純一 松永 修巳 梶尾 彌一 石井 利和 堀越 優 栗山 久司 石井 克己 渡邊 和昭 竹内 一雄

市川市農業委員会

## 農用地利用集積計画とは

農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画による農地の利用権設定をすることにより、農地法第3条の許可を受けずに農地の貸借が可能となります。

### 受け手の要件

- (1) 農用地の全てについて、耕作を行うこと。
- (2) 耕作に必要な農作業に常時従事すること。
- (3) 利用集積計画に規定する農用地を効率的に利用して、耕作を行うこと。

### 権利の種類

- (1) 「賃借権」
- (2) 「使用貸借権」

### 終了に当たっての注意点

期間が終了する2ヶ月前に、農政課から貸借の終了日ご連絡します。引き続き貸し借りを継続される意向がありましたら、再度、利用権の設定手続きを行うことができます。この手続き

をしない場合は、自動的に貸借終了日の翌日に利用権が消滅します。借り手は終了日まで収穫を済ませ、整地・耕うん後、貸し手に農地を返還できるようにしておく必要があります。(詳しくは、農政課までお問い合わせ下さい。)



## 遊休農地を無くしましょう!

### ● 遊休農地ってなに？

耕作の目的に使用されておらず、今後も引き続き耕作の目的に使われる見込みのない農地のことです。耕作放棄地とも言われています。

### ● なぜ問題になるの？

不法投棄の増加や、火災や病害虫の発生等により近隣農産物への被害や住む人への悪い影響が考えられるからです。大切な資源の農地が減少しています。みんなで農地の減少を食い止め、確保していけるようになれば良いと思います。農業委員会は耕作されていない農地が発生しているか調査しています。



平成21年12月の改正農地法施行により、農業委員会に農地の利用状況について調査の実施が義務付けられました。そこで農業委員、農業委員会事務局職員が毎年9月～11月にかけて「農地パトロール月間」を設定して遊休農地及び違反転用農地の解消に向けた取り組みを推進することになっています。

速やかに雑草を刈り取り耕作を再開していただくことや、耕作できる方への貸し付けなど調査・指導にあたりましては、皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

# 農地 Q & A

**Q1** 農地を駐車場にしたいのですが、  
どうしたらいいですか。

**A** 農地転用となり、駐車場や資材置場など他の用途にする場合、市街化区域では農業委員会への届出、市街化調整区域では厳格に転用制限がかけられていますが、県知事の許可が必要となります。無断転用には3年以下の懲役または、300万円以下の罰金（法人の場合は1億円）が科せられることもありますので、ご注意ください。

**Q2** 農地に土を入れて耕作するには、  
どうしたらいいですか。

**A** 土砂等を搬入する場合、平均の盛土の厚さが1m未満、工事期間が3ヵ月未満、他の法令の許可を要しない（面積300㎡未満、発生元の明らかな畑土や山砂など）場合は届出となり、この要件に該当しない場合や建設残土を使用する場合は、県知事の許可が必要となります。

**Q3** 農地を買いいたい場合は、  
どうしたらいいですか。

**A** 農地法第3条による農業委員会の許可が必要となります。主な許可の条件として

- ① 所有する農地を全て効率的に耕作すること。
- ② 農地取得後の面積が設定された面積以上あること。
- ③ 農作業に従事する日数が年間150日以上あること。



**Q4** 耕作できないのですが、  
安心して貸すことができますか。

**A** 農地の貸し借りには2通りあります。一つは農地法第3条の許可と、もう一つは農業経営基盤強化促進法によるものがあります。農業経営基盤強化促進法による利用権設定の場合、貸借期間が過ぎれば貸借関係が終了し、必ず返してもらえるので安心して貸すことができます。再設定すれば継続することも可能です。

## 編集後記

皆様に親しんでいただける広報誌となるよう、希望することや聞きたいこと、身近な情報やご意見などをお待ちしております。今後も、農家の皆様のお役に立つ情報を提供したいと思います。

農業委員会だより編集委員

- 竹内 一雄
- 渡邊 和昭
- 石井 克己
- 石井 利和

# 新任農業委員紹介

議会推薦3名の農業委員が代わりましたのでご紹介します。任期は平成26年7月19日までです。

## 【新任委員】



堀越 優

委員



松永 修巳

委員



金子 正

委員

## 【退任委員】

佐藤 義一 委員

中山 幸紀 委員

岩井 清郎 委員

# お知らせ

## 所有地及び耕作地に関する

### 申告にご協力ください

毎年8月1日現在の農地の所有者と耕作の状況等を把握するために、農家の皆様には申告書の提出をいただいておりますが、郵送しました申告用紙は、8月9日までに農業委員会事務局へ返送してください。

この申告は、農政上の大切な基礎資料となることや、農地の権利移動や相続税納税猶予に必要な諸証明の発行の根拠となるものです。

また、農業委員選挙の選挙人名簿への登録要件の判定根拠になりますので、もれなく申告していただきますようお願いいたします。

## 農業新聞のご購読を

全国農業新聞は、全国農業会議所が発行している農家のための情報誌です。

農家の生活に密着した内容で、農業に関する最新の情報をわかりやすく解説しております。

毎週一回金曜日発行、購読料月額600円

(送料込み) 購読をご希望される方は農業委員会事務局にご連絡ください。

## 農業者年金に加入しませんか

農業者年金は次の特徴があります。

- 一、農業に従事されている方は誰でも加入できます。
  - 二、少子高齢時代に強い年金です。
  - 三、保険料は自分で選べて、見直しができます。
  - 四、終身年金で80歳までの保証があります。
  - 五、税制面で優遇措置があります。
  - 六、一定の要件を満たす方には、保険料の補助があります。
- お問い合わせは、農業委員会事務局若しくはJAいちかわまでご連絡ください。

## 人事異動について

4月1日付けで農業委員会事務局の人事異動がありました。

転入 事務局長 市埜直人  
(前議事事務局議事課長)

退職 石井俊雄 (事務局長)